

民生委員・児童委員の
ひろば

2024

9

September

支えあう 住みよい社会 地域から

特集

高齢者を取り巻く地域課題にどう向き合うか ～認知症高齢者を支え、 共生社会の実現を推進するために～

相模女子大学 准教授 松崎吉之助

事例紹介 愛知県 豊橋市幸地区民生委員児童委員協議会

●〈実践事例紹介〉なりて確保と定着に向けた取り組みを考える 第5回

積極的な広報活動によるなりて確保の取り組み

愛媛県 松山市民生児童委員協議会

●全民児連NEWS

令和6年能登半島地震への対応 新潟市被災地訪問レポート

●知っておきたいハラスメント

組織運営において気をつけたいハラスメント



高齢者を取り巻く 地域課題にどう向き合うか

～認知症高齢者を支え、

共生社会の実現

を推進するために～



2025年、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる、いわゆる「2025年問題」「超高齢社会」を迎えます。とくに、認知症高齢者が65歳以上高齢者の約5人に1人に達することが見込まれ、高齢者やその家族等が抱える地域生活課題がさらに複雑・多様化するものと考えられます。

一方、2024年1月1日「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行により、認知症

高齢者等への施策を通して、共生社会の実現に向けた取り組みが推進されるなか、関係機関等と連携しながら「住民相互に支えあう地域」づくりをすすめていくことがいっそう重要となります。

そこで、本号では、相模女子大学准教授の松崎吉之助氏の解説とともに、地域の関係者等と連携・協働し、認知症高齢者の見守り・支援を行う民児協の取り組みを紹介します。

解説

共生社会の実現を推進するための 認知症基本法と

民生委員・児童委員活動

相模女子大学准教授

松崎 吉之助

法律の意義・意味、内容

イントです。

2024年1月1日から「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下、基本法)が施行されました。日本の高齢化率は29.1%^{※1}(2023年10月1日現在)ですが、2024年には34.8%^{※2}に達し、認知症の人は584.2万人、健常な状態と認知症の間の状態とされている^{※2}軽度認知症害(MCI)の人も612.8万人になるとされています。^{※3}

私たちが認知症とどのように向き合い、どのような社会をめざしていけば良いのでしょうか。ここでは基本法の内容について確認し、そのうえで民生委員に求められる役割について整理したいと思います。

基本法で注目すべき点は法律名です。基本法が認知症に対する取り組みをとおして、「共生社会の実現」をめざしているところがボ

とはどのような社会でしょうか。基本法には「認知症の人を含めた、国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会(以下、共生社会)の実現を推進する」(第1条)とあります。認知症と診断されたと周囲が先回りして、認知症の人の行動や活動を制限することや、さまざまな役割から外してしまうことがあります。しかし、認知症になつてもできることはたくさんあります。実際に多くの認知症の人が地域や職場で活躍しています。また、介護施設でも単にサービスを認知症の人へ提供するのではなく、認知症の人が個性や能力を發揮できる場所や機会をつくることが重視されています。基本法には



自らの意思に基づく生活を営むことができる」（第3条の1）こと
が明記されています。基本法は認
知症の有無にかかわらず、誰もが
権利の主体者として自分の個性や
能力を發揮しながら生活できる地
域社会をめざしています。

基本法と民生委員

にある「住民相互に支えあう地域をつくる」ことに重なります。基本法施行後もこれまでの活動を継続していくことが基本です。ただ2025年以降は認知症の発症率が上昇すると言われている75歳以上の方が増えていきます。こうした状況をふまえて民生委員活動と基本法の関係について整理したいと思います。

認知症の人が自分の意思で日常生活、社会生活をおくれるようになるためには、周囲の認知症に対する理解を深め、安心して生活できる環境を整えることが必要です

一方で地域では一人暮らしの高齢者が増えています。そのなかには認知症の人も一定数いると考えられます。一人暮らしの認知症の人は、支援が必要な状況でも自分から求めることが周囲が気づくことが難しくなります。同居家族がいる場合でも家族が不安や負担を

基本法は認知症の人が自分の個性や能力を発揮できる社会をめざすのですが、そのことは認知症の人に対する支援は不要ということではありません。基本法には認知症の人に対する「切れ目のない支援の提供」（第3条の4）が記されています。認知症の有無に限らず、人には得手不得手があります。得意なことは個性や能力を発揮して、不得意なことは他の人の力を借りて行なうことが共生社会の基本です。

一方で地域では一人暮らしの高齢者が増えています。そのなかに

共生社会のために必要な視点

これまで認知症に関する相談や活動は主に地域包括支援センター（以下、地域包括）と協力しながら取り組んできたと思いますしかし、民生委員の在任期間

自ら支援を求めることができない認知症の人や家族に対しでは、民生委員が「気づく」「つなぎ、見守る」（行動方針1・2）ことが「切れ目のない支援の提供」の第一歩となります。

「住民相互に支えあう地域をつくる」立場にある民生委員もその一役を担うことが期待されているといえます。地域の方に認知症力 フエなどの情報を提供することや地域の関係者と協力して認知症に関するして学ぶ機会をつくることも「住民相互に支えあう地域をつくる」に繋がります。

抱え込み周囲に支援を求めることがあります。基本法には認知症の人だけではなく、家族や周囲の人に対する支援の必要性についても記されています（第3条の5）。

域の方やさまざまな関係者に相談し、協力を得ながらともに取り組むことが、地域が認知症について考え、理解を深める機会となり、共生社会の実現を推進する力になります。

祉医療サービスの関係者だけではなく、公共交通事業など幅広い関係者や国民ひとり一人の役割も明記されています（第4条～第8条）。

民生委員に認知症に関係する相談や活動を求められることが増え

も、地域包括職員の在職期間※6も短くなつており、お互いを理解する時間をもつことが難しい状況にあります。そのため、今後は地域包括と定期的に顔を合わせる機会などを有効に活用し、短い時間のなかで関係を深めていく必要があります。また、地域包括以外の幅広い機関や関係者との協力関係を

注	※1	※2	※3	※4	※5	※6
内閣府令和6年版高齢社会白書						
国立長寿医療研究センターあいち						
内閣官房令和6年認知症施策大綱						
厚生労働省令和4年度「高齢者						
く対応状況等に関する調査結果						
全国民生委員児童委員連合会						
三義フードリサーチアンドコン						
研究事業報告書						

内閣府令和6年版高齢社会白書
国立長寿医療研究センター あたか
内閣官房令和6年認知症施策大綱
厚生労働省令和4年度「高齢者」
く対応状況等に関する調査結果
全国民生委員・児童委員連合会
三義ヒーリサーチアンドコン
研究事業 報告書

まとからだを元気にするMC-ハンドブック
推進関係者会議(第2回)資料
虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に
(添付資料)
民生委員制度創設100周年記念全国セミナー
サルティング 地域包括支援センターの業務

「関する法律」に基づく 調査報告書 美態に関する調査

※11年版高齢社会白書
内閣府令和6年版高齢社会
※2
※3
※4
内閣官房令和6年認知症施策
厚生労働省令和4年度「高齢者」
くつ心犬况等に関する調査結果
国立長寿医療研究センターあだち

まとめたところを元気にするMCH-ハンドブック
推進関係者会議(第2回)資料
虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に
(添付資料)

関する法律」に基づく

地域ぐるみで行つ

認知症行方不明者搜索模擬訓練と 地域の関係者・関係機関との連携

愛知県 豊橋市幸地区民生委員児童委員協議会

幸地区民児協・幸地区の概要

幸地区民生委員児童委員協議会（以下、本民児協）は、18名の民生委員・児童委員（以下、民生委員）で活動しています。

幸地区は、豊橋市内での人口が一番目に多い校区ですが、高齢者数は市内で最も多いため、とくに高齢者に関する取り組みを意識していました。

平成28（2016）年度からは「認知症の方にやさしい幸校区をめざして」というスローガンのもと、高齢者が安心して生活できる地域をめざした取り組みを行うこととし、「認知症行方不明者搜索模擬訓練」（以下、訓練）を実施しています。

認知症行方不明者搜索模擬訓練実施の経緯・経過

市内でも高齢者の最も多い校区であることに本民児協会長が課題意識を持ち、地域の関係者・関係機関と協力して、地域をあげて認知症高齢者を支えるための取り組みを検討したことが訓練実施のきっかけです。

平成28年6月から、地域包括支援センターや市役所担当課との相談、自治会や老人会への説明・理解を得て、「幸校区見守りSOSネットワークを進める会（平成29年4月より「幸校区見守り会」に改称）」（以下、同会）を発足しました。以前から行っていた認知症予防講座に加え、地域の関係者・機関と協力・連携し、訓練を実施することとなりました。

同会発足後、第1回の訓練に至るまでに、訓練実施のための事前の打ち合わせを3回実施しました（表）。訓練実施前に、まずは同会にて「認知症サポーター養成講座」（以下、講座）を開催し、訓練参加者に対して認知症への基本的な理解を促しています。その後、実際の訓練で、講座で学んだ知識を生かしていくなどという流れで、すすめています。

平成28年度以降、毎年1回の講座と訓練を実施することを基本としてすすめています。コロナ禍となつてからは、幸校区内の各小エリアで行うことや、2部制にして参加者を分散させるなどの実施形態を変更しつつ継続してきました。予定していた講座や訓練が中止となつてしまつたこともあります。ですが、コロナ禍においても訓練の必要性を校区全体で共有し、工夫して実施しています。今年度（令和6年度）の予定分を含めると、立ち上げから通算で、第7回目の講座、第8回目の訓練となつています。

本訓練の具体的な内容

訓練の具体的な内容としては、自治会長から「認知症行方不明者（以下、行方不明者）が出た」とい

表 第1回認知症行方不明者搜索模擬訓練に至るまでの経緯

年度	月	日	活動内容
平成28 (2016) 年度	12	10	幸校区見守りSOSネットワークを進める会
		12	幸校区認知症徘徊模擬訓練に先立つ意見交換会
	1	12	第1回認知症徘徊模擬訓練事前打ち合わせ
	2	18	第1回認知症サポーター養成講座
	2	24	第3回認知症徘徊模擬訓練事前打ち合わせ
	3	11	第1回認知症行方不明者搜索模擬訓練

う連絡が参加者に伝えられ、その後、参加者が行方不明者を探し出し、声をかけます。声かけをするにあたっては、「3つのない」（驚かせない、急がせない、自尊心を傷つけない）を意識しています。また、訓練実施にあわせ、訓練参加者が地域住民やその地域で出会う方がたに対して、行政が行う認知症に関する取り組み等についてチラシ配布等を通じた情報提供を行っています。

なお、最近の訓練では「ロナ禰を経験してからより小さい単位で実施していますが、どのエリアであっても地域住民同士で声をかけ合う意識とともに、認知症の方が安心して生活（外出）できる地域をめざす共通目的のもと継続した活動をすすめています。

自治会や老人会、行政、社協と、訓練に至るまでの打ち合わせ・実施までを連携・協働しながらすすめているため、お互いの顔が見えたり、訓練以外の場面においても、相談しやすい関係性ができます。また、先述の声かけ練習会で協力を得た介護施設など、これまでの連携先以外の方がたとの関わりも増えていますので、今後も地域の高齢者を支え、「認知症の方に優しい幸校区」を実現するため、さまざまな地域の関係者・機関との連携をすすめていきたいと考えています。

一方、訓練のみならず、それ以外の場面においても連携した活動を意識しています。たとえば、毎月の民児協定例会に地域包括支援センターの職員の参加を得て、地域の高齢者の現状把握や、認知症高齢者への支援等をはじめとする委員活動の相談にのつていただきています。また、認知症高齢者への見守り等の取り組みに関するチラシ作成にも協力を得ています。

地域の関係者・機関との連携

自治会や老人会、行政、社協と、訓練に至るまでの打ち合わせ・実施までを連携・協働しながらすすめているため、お互いの顔が見えたり、訓練以外の場面においても、相談しやすい関係性ができます。また、先述の声かけ練習会で協力を得た介護施設など、これまでの連携先以外の方がたとの関わりも増えていますので、今後も地域の高齢者を支え、「認知症の方に優しい幸校区」を実現するため、さまざまな地域の関係者・機関との連携をすすめていきたいと考えています。

一方、課題としては、そもそも行方不明になってしまってから、その地域で認知症になつている高齢者がいたことに気づく場合があり、常に関係者・機関と情報共有を行う必要性があると感じています。また、それらの活動において、民生委員だけで悩むのではなく、関係者・機関と協力することがとても大切です。

今後も、地域のさまざまな関係者・機関と連携しつつ、認知症高齢者への見守り・支援活動を地道に取り組んでいきます。さらに、高齢者に限らず、子どもから幅広い世代への見守り・支援についても意識を高め、関係者・機関を巻き込んだ活動の展開を図つていきたいと考えています。

今後の展開等

以前、認知症高齢者が行方不明となつた際、その家族から民生委員に継続して見守りなどを行ってほしいという要望がありました。

このようにお声がけいただけたのは、訓練を続けてきたからこそ、民生委員を知つてもらうことができた成果であると考えています。一方、課題としては、そもそも行方不明になつてしまつてから、

定例会で話しあってみよう

『ひろば』を活用して、単位民児協の定例会などで民生委員・児童委員としての学びを深めましょう。

①地域の認知症高齢者などを取り巻く課題について、関係機関等との定期的な情報共有を図ってみましょう。

②認知症高齢者を見守る取り組みを地域の多様な方がたと一緒にすすめましょう。

なりて 確保 と 定着 に向けた
取り組みを考える

第5回

なりて 確保の取り組みによる 積極的な広報活動による

松山市における課題意識

令和3年度に、松山市により民生委員・児童委員（以下、民生委員）の認知度について調査が行われました。その結果、民生委員について、「聞いたことはあるが内容は知らない」という方が、約半数ほどでした。

広報・周知活動の内容

松山市民生児童委員協議会（本民児協）では、主に4つの取り組みを行ってきました。

①広報啓発用ベストの作成

地域での活動の際に、民生委員マークと本民児協名が記載されたベストを着用することで、「民生委員」としての活動をPRしています。

②活動強化週間にあわせた

ロビー展示における工夫

活動強化週間にあわせ、市役所及び市総合福祉センターでロビー展示を行いました（写真1）。本民児協の役員が地域を見守るスーパー戦士「地域戦隊★民生委員・児童委員レ

あるという認識のもと、広報活動をすすめきました。

③動画の作成

「地域を支える民生委員・児童委員活動」として、約30分の動画を作成しました。動画では、民生委員についての基礎知識や、地区での活動などを紹介しています。この動画は、本民児協ホームページに掲載しています。

④大学生に民生委員を

知つてもらう取り組み

市社協にソーシャルワーカー実習に来ている実習生に対し、民生委員の活動を体験してもらうプログラムを実施しています。みまもり活動や定



写真1 ロビー展示の様子

例会への参加をとおして、民生委員活動の意義や課題を挙げてもらっています。若い方への周知とともに、新たなりて確保の取り組みへのヒントなどを得られる機会にもなっています。

今後の展開

松山市では、行政、社協（民児協事務局）、単位民児協の三者とともに、それぞができる広報活動を実施しています。来年度の一斉改選を意識した広報活動を引き続き取り組みつつ、「大学生に民生委員を知つてもらう取り組み」の対象を広げるなど、幅広い世代に対する広報活動も継続していきます。

また、日常的な活動においても民生委員の活動を伝え続けることを民生委員一人ひとりが意識しており、自治会など地区の会議に参加した際にも、民生委員の役割を伝えるようになっています。実際に、地区で気になる方などの情報交換につながっています。

今後も引き続き、地域の関係者を含め、正しい委員活動理解を広げられるよう広報・周知活動をすすめたい」と考えています。



令和6年能登半島地震への対応

新潟市被災地訪問レポート

新潟市被災地訪問レポート

全民児連は、「令和6年能登半島地震」で被災された各県・市に訪問し、各被災地の民児協等の関係者から、被災地の現状や課題、発災時から現在までの民児協、民生委員の活動状況等についての聞き取りおよび現地視察を行いました。

『ひろば』6月号や8月号において訪問レポートを掲載していますが、

本年3月に訪問した石川県輪島市・高岡市・氷見市に続き、本号では、本年6月7日に訪問した新潟県新潟市への訪問内容等の一部を紹介します。

新潟市の被災状況

令和6年5月31日時点で、市内的人的被害は、死者0名、重傷者2名、軽症者21名であった（※ただし、石川県へ帰省中に罹災した死

者は1名いた）。

- ・被害の特徴として、新潟市は8つの行政区があるが、なかでも、西区、中央区、江南区の被害が大きく、液状化による泥の噴出があり、宅地内や道路等の地面の隆起や陥没、ブロック塀の倒壊、側溝や土砂の詰まりが多数発生した。
- ・たとえば、被災町内でも道路等を隔てて被害が無かつた場所があるなど、地域内でも被害状況に差があった。
- ・最も被害の大きかった西区では、1月3日に災害ボランティアセンターが開設され、1月6日よりボランティアの受け入れが始まった。
- ・被災住民の最も多いニーズは、「敷地内や道路・側溝の泥の撤去」であり、次いで「情報支援・生活支援」であった。
- ・「情報支援・生活支援」では、役所での手続きや今後の暮らしの不安、

介護・障がい福祉に関する生活課題等が寄せられ、社協職員や他福祉関係団体のソーシャルワーカー等が対応された。

新潟市民児協の活動等の状況

- ・新潟市の民生委員の人的被害は無かったが、西区の委員数名の自宅が傾くなどの物的被害が生じた。
- ・発災時は「自分たちの身の安全の確保」を第一に努めた。
- ・各単位民児協にもよるが、だいたい翌日には民児協内での安否確認、担当地区の住民の安否確認を行った。
- ・民児協内での安否確認の方法は、主に「LINE」のグループ機能を活用する方法が多かった。ただし、「LINE」を使えない委員もいるため、その方に対しても、電話等で対応した。
- ・住民の罹災証明書の発行について、とくに西区では、行政から民児協に対して住民への周知協力や相談への協力を求められ、協力にあたった。
- ・在宅で暮らす高齢者等への定期的



新潟市民児協、新潟市西社協関係者等との意見交換時の様子

な見守り・訪問のなかで、体調面や心身面に不調が見られる住民も少なからずいたため、その場合は保健師につなぐなどの対応をとるよう、民児協の共通事項として活動をすすめた。

・避難所での協力やさまざまな活動の場面で、「民生委員をよく理解していない」行政関係者等が一定数おり、自分たちの役割をきちんと伝え続けることの必要性をあらためて感じた。



組織運営において気をつけたいハラスメント

東京都福祉人材センター 登録派遣講師 小嶋 洋昭 氏

組織運営上留意すべき ハラスメント

民児協としてハラスメントを引き起こさない組織づくりが必要ですが、このような組織におけるリスクは“忘れたころにやってくる”のではなく、“今すぐやってくる”と想定すべきです。

今回は、組織運営上留意すべき「未然の防止対策」と「事後の対策」におけるポイントを紹介します。

(1)未然の防止対策

①ハラスメント禁止方針の周知徹底

組織内で「人の尊厳を守る」うえで「ハラスメント」は許さないという方針を組織の全メンバーに周知する。

②相談体制など環境の整備

組織のメンバーが気軽に相談できる窓口担当者の任命と組織内の体制を整えることで、安全安心感とハラスメントの抑止力が高まる。

③情報収集と早期発見

“火の無い所に煙は立たぬ”。組織内の点検ルールを定めて、定期的なチェックを継続する。早期発見は、ハラスメントの情報を噂などの段階でキャッチすること。新芽に茎や葉が茂らいうちに摘み取ることが大切である。

(2)事後の対策として

①事実認定の早期実施

被害者と行為者のプライバシーを守りつつ、迅速に公平に調査し、ハラスメントの証拠があれば確認する。双方の話から、具体的で合理性があるか否かで判断し、ハラスメントの事実認定を行う。

②行為者(加害者)に対する処置

ハラスメントの深刻度などの被害状況から、行為者(加害者)に対する処分内容を行政担当者とともに、検討して決める。会則がある場合は、

会則に基づいて処分を行う。

なお、被害者が希望する場合には適切なメンタルケアなどを実施する。

③再発の防止体制の整備

発生したハラスメントは、加害者と被害者の個人的な問題であると同時に、組織全体の人権意識の欠如など組織風土が引き起こす要因となっている場合もある。

再発防止では、まず組織の環境のなかにハラスメントを誘因する原因がないかを検証する。そこで把握した原因を踏まえて再発防止対策を行うことが重要である。

ハラスメントを単に「気をつけるべきことだ」と受け止めているだけでは根絶は難しいです。真に大事なことは、組織のメンバー全員が常に相手を尊重し合う意識をもって活動を行うことではないでしょうか。

ます。難者の垣根を越えた支援を切にお願いします。避難者に対する訪問支援活動を実施している民生委員もいます。全国の民生委員の皆さま、全国各地に避難している避難者の垣根を越えた支援を切にお願いします。

「特定復興再生拠点区域」はすべて避難指示が解除されるなど、住民帰還の下地は整いつつあります。しかし、浜通り地区では今もなお故郷に戻れず、避難先から避難者に対する訪問支援活動を実施している民生委員もいます。全国の民生委員の皆さま、全国各地に避難している避難者の垣根を越えた支援を切にお願いします。

▼平成23年3月11日2時46分。突然襲つた長く大きな揺れ、その後のテレビに映し出された人々や大津波の映像から13年6ヶ月が過ぎました。海辺の松並の景色は大きく様変わりし、防波堤のみが目立ち、昔の面影に戻るのは何年先か?▼東日本大震災と原発事故により肉親を失った悲しみや避難で故郷を離れた悔しさは忘れることができないと思います。しかし、人は忘れる生き物であるため、体験をどう伝えていけばいいのかと思つていてま

福島県民生児童委員協議会
会長・本紙編集委員長
篠原 清美

民鏡

民生委員・児童委員の
ひろば 9月号 2024 September

令和6年9月1日発行
(毎月1回1日発行)第855号

昭和31年5月18日

第三種郵便物認可

●発行所／全国社会福祉協議会
〒100-8980
東京都千代田区霞が関3-3-2
電話03-3581-6747

●発行人／池上 実

●編集人／平井 庸元

●定 価／1部10円(購読料は会費に含む)

ホームページを
ご活用ください

☆民生委員・児童委員専用ページ
をご覧いただくためには、次の
パスワードを入力してください。

パスワード 20131201

ホームページの
ご案内

お知らせ

令和5年度に全民児連が実施した調査報告『令和4年12月の民生委員・児童委員一斉改選結果に関する総括となりて確保のための提案(令和6年3月)』をホームページに掲載しています(ホーム▶関係者専用ページ▶5.調査報告等▶(10))。次期一斉改選にむけた準備にご活用ください。



全国民生委員児童委員連合会のホームページ
全民児連 で検索
全国民生委員互助共励事業のホームページ
互助共励 で検索

